

## 今月の納税

固定資産税……………第1期

納期限5月1日(月)

コンビニエンスストアでも納付できます。  
また、便利で確実な口座振替も  
ご利用ください。

4月から変更します

### 旅券(パスポート)の受取時間

パスポートの受取時間が、  
**午前8時30分～午後5時15分**  
になります。

受取時にはパスポートの内  
容確認などを行うので、時間  
に余裕を持って来庁してくだ  
さい。

なお、申請時間は**午前9時**

午後4時30分となるので、  
お気をつけください。

※土日、祝日および年末年始  
(12月29日～1月3日)は取扱  
いできません。

#### ▼問合せ先

町民生活課 町民サービス室  
☎26・2244(直通)



軽減措置の条件が変わります

### 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、  
被保険者が等しく負担する  
「均等割額」と、所得に応じて  
決まる「所得割額」の合計額で  
す。

平成29年4月から「均等割  
額」の軽減措置の対象と「所得  
割額」の軽減割合、後期高齢者

医療保険の被保険者になる前  
に被用者保険(国保、国保組合  
は除く)の被扶養者だった人の  
「均等割額」の軽減割合が変  
更になります。

#### ▼問合せ先

健康福祉課 保険室  
☎26・2249(直通)

### 第4回前橋・渋川シテイマラソンに伴う交通規制

実施に伴い、町の一部区間で交通規制が行われます。

▼実施日 4月23日(日)

▼規制区間・予定時刻

〔県道南新井前橋線 上毛大橋東詰～大松〕片側一車線西進  
午前7時45分～9時ごろ

〔主要地方道前橋伊香保線 大松～日新電機南西〕片側一車線南進  
午前8時～9時15分ごろ

※その他の区間および詳細については

URL <http://maeshibu.jp>

▼問合せ先

前橋・渋川シテイマラソン実行委員会事務局  
☎027・8988・5834

よしおか温泉リバートピア吉岡・物産館かざぐるまの営業時間を変更します

▼営業時間

リバートピア吉岡 正午～午後9時

物産館かざぐるま 午前11時～午後6時

▼問合せ先

よしおか温泉リバートピア吉岡

☎55・4126

☎25・7534

物産館かざぐるま

☎55・4126

☎25・7534



#### 平成28年度の保険料の軽減措置は

軽減内容	軽減該当条件 (均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額で判定します。)
均等割額5割軽減	「基礎控除額33万円+ <b>26万5千円</b> ×同一世帯の被保険者数」以下の世帯
均等割額2割軽減	「基礎控除額33万円+ <b>48万円</b> ×同一世帯の被保険者数」以下の世帯
所得割額5割軽減	「被保険者本人の総所得金額等の合計額-基礎控除額33万円」が、58万円以下のとき
被扶養者軽減 (所得割額は賦課せず 均等割額9割軽減)	後期高齢者医療の被保険者資格を得た日の前日まで、被用者保険(国保、国保組合は除く。)の被扶養者であった人

でしたが、



#### 平成29年度から

均等割額5割軽減	「基礎控除額33万円+ <b>27万円</b> ×同一世帯の被保険者数」以下の世帯
均等割額2割軽減	「基礎控除額33万円+ <b>49万円</b> ×同一世帯の被保険者数」以下の世帯
所得割額2割軽減	「被保険者本人の総所得金額等の合計額-基礎控除額33万円」が、58万円以下のとき
被扶養者軽減 (所得割額は賦課せず 均等割額7割軽減)	後期高齢者医療の被保険者資格を得た日の前日まで、被用者保険(国保、国保組合は除く。)の被扶養者であった人

に変更されます。

※被扶養者軽減に該当する人で、均等割額の軽減にも該当する場合は、軽減割合が大きい方の軽減が適用されます。  
※均等割額9割軽減と均等割額8.5割軽減に変更はありません。



## 平成29年度高校生等公共交通通学支援補助金

利用しやすくなりました

公共交通の利用促進と高校生などの保護者の経済的負担軽減を図るため、同一名義の定期券購入費が**1カ月あたり7千円を超える場合、1カ月あたり千円を補助**します。

あつたり千円を補助します。



4月から1カ月の定期券購入費が1万円基の基準額から7千円に引き下げられました！

▼対象者 町内在住で、バスや鉄道の通学定期券を購入して高等学校などに通学する生徒などの保護者。

※ただし、町税の滞納がない人に限ります。

▼申請方法 定期券を購入した日から使用期限終了後2カ月以内の間に、①～④の書類を政策室へ提出してください。

①吉岡町高校生等公共交通通学支援補助金交付申請書

※認印が必要です。

※交付申請書の様式は政策室窓口、または町ホームページからダウンロードできます。

②購入した定期券の写し

③在学を証明する書類(学生証の写し、在学証明書など)

④振込先金融機関の預金通帳の写し(口座名義人のページ)

※初回申請時および振込先変更時のみ必要です。

▼その他(注意事項)

●大学生が利用する定期券の購入費は補助対象になりません。

●バスカード、回数券、現金、スクールバスの利用は、対象になりません。

●提出された申請書に対し、その都度、補助金を交付します。初回申請の後、年間を通して自動的に補助金が交付されることにはなりません。

●申請期限を過ぎるとお支払い出来ません。なお、2月・3月利用分を含む定期券(平成29年度補助対象分)は、平成30年4月末日までに申請してください。

●購入した定期券の有効期間が複数年度にわたる場合は、年度ごとの申請となります。

▼問合せ先

総務政策課 政策室

☎26・2241(直通)

バスに乗って出かけよう！

## お得なバスカードのご案内

群馬県のバスをより便利にするため、各バス会社で共通に使えるプリペイド式のバスカードを販売しています。

65歳以上の人は、さらにお得な価格で購入できます。

お出かけの際は、マイカードだけでなくバスの利用もご検討ください。

▼利用できるバス会社

(株)群馬バス・関越交通(株)・日本中央バス(株)など(前橋・高崎および隣接地域の各路線)

▼販売場所

各バス会社営業所・委託販売店など(車内で購入できる場合もありますので、詳細はバス会社に確認してください)

▼利用方法

乗車時 乗車口のカードリーダーにカードを通します(整理券は不要です)。

▼降車時

運賃箱のカードリーダーにカードを通します(自動的に乗車区間の大人一人分が引き落とされます。複数人での利用、割引運賃適用者、小人はカードを通す前に乗務員に申し出てください)。

▼敬老カードの注意点

一般カードは誰でも購入できますが、敬老カードは町在住の65歳以上の人が対象です。なお、敬老カード購入時には、本人確認書類(運転免許証・保険証など)を持参してください。

### ●販売価格および利用可能額

券種	一般カード		敬老カード(65歳以上)	
	販売価格	利用可能額	販売価格	利用可能額
1,000円券	1,000円	1,100円		
2,000円券			1,500円	2,200円
3,000円券	3,000円	3,550円	2,250円	3,400円
5,000円券	5,000円	6,050円	3,750円	5,800円

▼問合せ先

(株)群馬バス

☎027・371・8588

関越交通(株)

☎0279・22・2020

日本中央バス(株)

☎027・287・4422





タクシー以外で通院できない人へ

## 福祉タクシー券の交付

町では、在宅高齢者や障がい者で、タクシー以外で医療機関に通院することが困難な人に、基本料金分のタクシー利用券を交付しています。希望する人は申請してください。

### ▼対象者

満70歳以上の高齢者のみの世帯員(同一敷地に親族がない者)、身体障害者手帳1・2級、療育手帳程度A・精神障害者保健福祉手帳1・2級の人 ※町に1年以上住所がある在宅の人に限り。自動車税や軽自動車税の減免を受けている者が世帯にいる人、生活保護者は対象外です。

### ▼交付枚数

一世帯に年間48枚(月4枚)

### ▼申請方法

手帳、印鑑を高齢福祉室へ持参してください。申請書が用意してあります。審査の上、交付します。

※本人や家族以外が申請する場合は、委任状が必要です。

### ▼問合せ先

健康福祉課 高齢福祉室  
☎26・2247(直通)



お気軽にご相談ください

## 行政相談委員が委嘱されました

4月1日付で、山畑昌子さん(大久保)、齊木直子さん(上野田)の2人が総務大臣から行政相談委員に委嘱されました。

国道・国税・登記などの業務、地方公共団体が国から委任や補助を受けている業務に苦情や要望、意見のある人はお気軽にご相談ください。相談は、月に一度、老人福祉センターで行っています。

お出かけ機会を支援します

## 相乗り推奨タクシー運賃等助成実証実験を継続

町では、お年寄りや運転免許証を持たない人がタクシーを利用する際に支払う運賃などの一部を助成することにより、地域の公共交通手段の一つであるタクシーが交通弱者対策に活用できるかどうか実証実験を行っています。

皆さまの参加がこれからの町の公共交通を変えていきます。ぜひ、実証実験にご協力ください。

### ▼対象者

町に住民登録があり、申請時において次の条件のいずれかに該当する人。

①年齢満75歳以上の人  
②年齢満19歳以上で運転免許証を持たない人

### ▼利用助成券

1カ月に4枚 使用可能な利用助成券(1枚)

1人あたり約600円で乗ることができて…

3人それぞれが本人名義の利用助成券を使用した場合  
1人あたり約100円の負担でタクシーを利用することができます。

実証実験では、上記イメージのような共同利用(相乗り)を推奨しており、これにより一層お得にタクシーを利用することが可能になります。

☎26・2241(直通)

### ▼問合せ先

総務政策課 政策室

## 実証実験のイメージ

タクシー運賃は1,720円になります



3人それぞれが本人名義の利用助成券を使用した場合  
1人あたり約100円の負担でタクシーを利用することができます。

実証実験では、上記イメージのような共同利用(相乗り)を推奨しており、これにより一層お得にタクシーを利用することが可能になります。



住宅リフォームは町内の事業所へ

## 吉岡町住宅リフォーム促進事業補助金のご案内

補助金の申請は工事着工前に必ず提出してください。

### ▼補助額

補助対象工事金額(税込み)の10%(千円未満は切り捨て)

### ▼補助額上限 10万円

### ▼住宅リフォーム工事の要件

- ①申請者が所有し、居住している住宅のリフォーム工事
- ②町内に住所を有する事業所が行う工事

### ③補助金の交付決定を受けてから行う工事

- ④ほかの補助事業を重複して受けていない工事
  - ⑤工事完了後、実績報告書を平成30年2月28日までに提出できる工事
  - ⑥補助対象工事金額(税込み)が20万円以上の工事
- ▼申請者に対する要件
- ①リフォームする住宅に住民登録(住民票)があり居住している人

いる人

②町税を滞納していない人

③過去に吉岡町住宅リフォーム促進事業補助金を受けていない人

ない人

### ▼提出書類

- 吉岡町住宅リフォーム促進事業補助金交付申請書
  - ※様式は町ホームページからダウンロードしてください。
  - リフォーム工事前の住宅の状況を明らかにする写真
  - リフォーム工事内容を明らかにする図面の写し
  - リフォーム工事見積書の写し
  - 申請者の町税の完納証明書
  - 対象住宅の固定資産税納税通知書および土地・家屋の課税資産の明細の写し(または固定資産税評価証明書)
- ▼提出・問合せ先
- 産業建設課 産業振興室  
☎26・2280(直通)

## 平成29年度の固定資産税納税通知書を発送します

固定資産税は1月1日時点で土地・家屋・償却資産を所有している人が、町に納める税金です。

固定資産の所有者に、納税通知書を発送します。

▼問合せ先 財務課 税務室 ☎26・2237(直通)

## 4月から 認知症初期集中支援チームを開設!

認知症は早期発見・早期対応が大切です。

気がかりな事がある時は、  
まず地域包括支援センターに相談してください。  
認知症初期集中支援チームとともに支援します。

### 認知症初期集中支援チームとは

本人・家族や周囲の人から相談を受け、看護師や社会福祉士などの医療職と福祉職がチームとなって、認知症が疑われる人や、認知症の人、その家族を訪問し、専門医(認知症サポート医)の助言のもと、本人にとって必要なサービス、機関などにつなぐなどの支援を集中的に行います。

受診をすすめても  
行ってくれない…

介護サービスに  
つながらない…

認知症の症状に  
どう対応したらよいか  
わからない…



対象

40歳以上で、自宅で生活をしており、かつ認知症が疑われる人や認知症で困っている人。



開設場所・問合せ先 吉岡町地域包括支援センター ☎54-4323

# 平成29年度 町税・料金の納付カレンダー

月	納期限	町県民税 普通徴収	固定資産 税	軽自動車 税	国民健康 保険税	介 護 保険料	後期高齢者 医療保険料	保育料・ 上下水道 使用料	学 校 給食費	下水道受益者 負担金	合 計
4月	平成29年 5月1日	—	1期	—	—	—	—	4月	4月	—	
5月	平成29年 5月31日	—	—	全期	—	—	—	5月	5月	—	
6月	平成29年 6月30日	1期	—	—	—	—	—	6月	6月	1期	
7月	平成29年 7月31日	—	2期	—	1期	1期	1期	7月	7月	—	
8月	平成29年 8月31日	2期	—	—	2期	2期	2期	8月	—	—	
9月	平成29年 10月2日	3期	—	—	3期	3期	3期	9月	9月	2期	
10月	平成29年 10月31日	—	3期	—	4期	4期	4期	10月	10月	—	
11月	平成29年 11月30日	4期	—	—	5期	5期	5期	11月	11月	—	
12月	税目ごとで 異なります	—	4期	—	6期	6期	6期	12月	12月	3期	
		平成29年12月25日					平成30年1月4日				
1月	平成30年 1月31日	—	—	—	7期	7期	7期	1月	1月	—	
2月	平成30年 2月28日	—	—	—	8期	8期	8期	2月	2月	4期	
3月	平成30年 4月2日	—	—	—	9期	9期	9期	3月	3月	—	

- 現金納付する人は、納付書に記載の納付場所に納付書を持参の上納付してください。
- コンビニエンスストアでは、納付書は発行日から1年間利用できます。
- 口座振替日は、納期限の日です。振替日前に残高の確認をお願いします。

## —— 納付には口座振替が便利です！ ——

町税・料金などの納付には、納め忘れが少なく便利な口座振替をぜひご利用ください。  
 口座振替は、振替希望口座の金融機関窓口で申し込んでください。  
 口座振替には、**群馬銀行、北群渋川農業協同組合、東和銀行、利根郡信用金庫、北群馬信用金庫、しのめ信用金庫、ぐんまみらい信用組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行**が利用できます。

内容などのお問い合わせは、各税目・料金の担当課までお願いします。  
 吉岡町役場 ☎54-3111(代表)